

千曲川における河道掘削土の受入希望者公募について

1 主 旨

- ・国・県・流域自治体等が一体となって進めている「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の一環として実施中の千曲川の河道掘削において、発生する土砂の受け入れ先が不足
- ・プロジェクトに参加する本市として、土砂の受け入れに協力することで整備促進につながることから、国と連携して発生する土砂の有効活用策として、受入を希望する者の公募を行う

立ヶ花狭窄部



篠ノ井(赤坂橋上流)



概要・募集期間

2 概 要

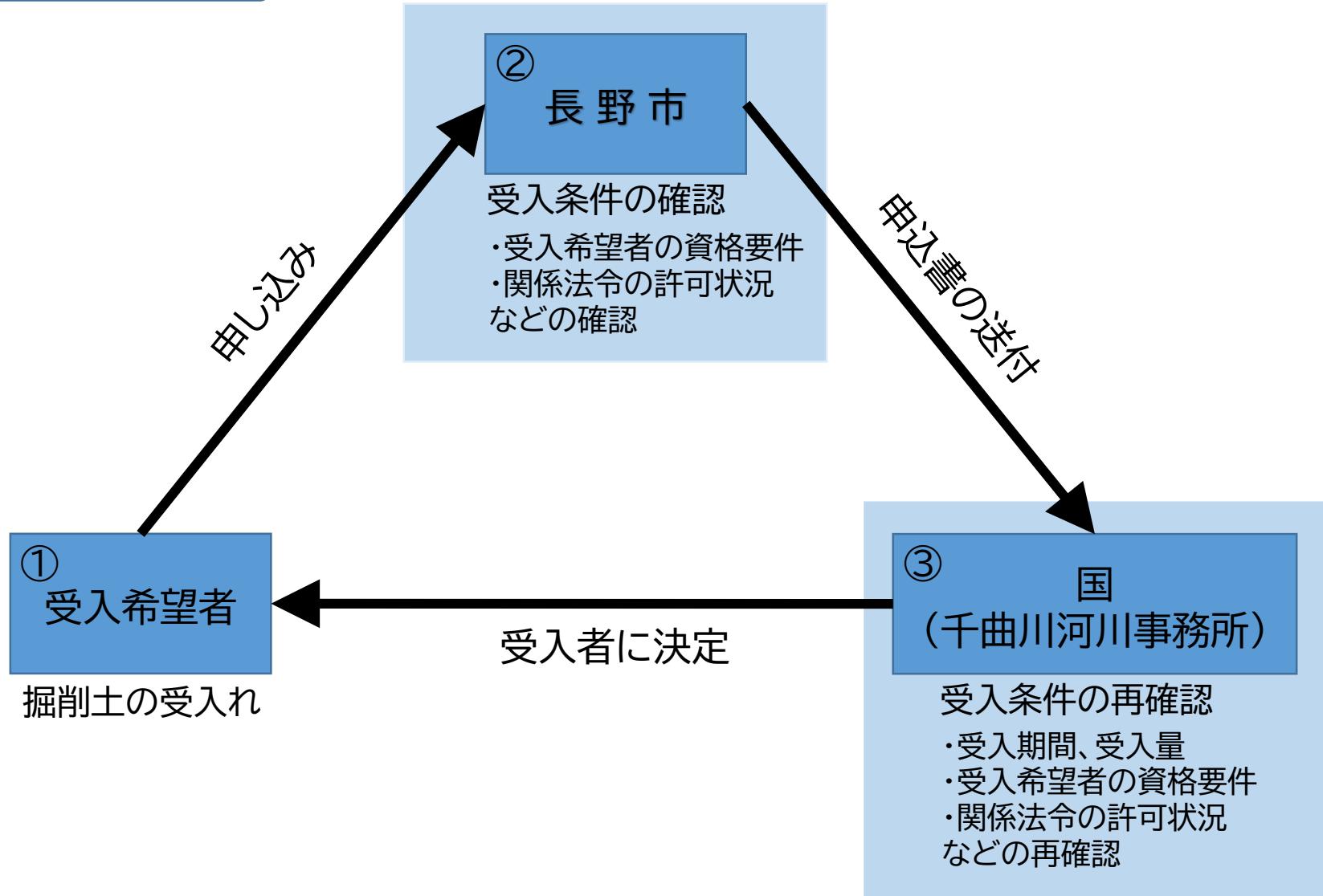
- 立ヶ花狭窄部での掘削土量は令和3年度実績で約10万m³
- 長野市のホームページに掲載し、公募する
- 受入地が土砂災害の危険箇所に指定されていないこと
- 千曲川河川事務所の河道掘削工事により現地で発生した土砂を受入地まで運搬する(荷下ろしを含む)ため、費用は**無料**
- 受入地整備に必要となる擁壁、盛土転圧等は受入者の負担
- 掘削箇所の状況により土質が変わるために、土砂の指定はできない
- 受入時期は、河道掘削工事の工程に合わせる必要がある

3 募集期間

- 令和4年7月26日～令和9年9月30日
(土砂の搬出は緊急治水対策プロジェクトによる河道掘削が終わるまで)

公募の流れ

4 公募の流れ



申し込み者の資格要件

5 土砂の受入を申し込むことができる者の資格要件

●次の要件を全て満たしている者

- (1)受入先が長野市内である
- (2)碎石や土砂の販売を目的としないこと
- (3)受入土量が1箇所当たり5000m³を超える、受入面積が十分に確保されていること
- (4)受入地まで大型ダンプトラック(10t車)が安全に通行できる運搬ルートがあること
- (5)暴力団等排除措置に関する項目に該当しないこと
- (6)受入に必要な関係法令の許可等の手続きを完了させることができること
- (7)発しした土砂(土質)の状態で受け入れられること
- (8)受入地の造成に必要となる擁壁、盛土の転圧等に要する費用は受入者が負担すること
- (9)河道掘削工事の搬出に合わせて受入が可能なこと
- (10)受入希望土量の全量を確保することを求めないこと
- (11)国、県、市の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと

6 受入先の制限

●受入先が次の土砂災害の危険箇所に指定されていないこと

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1)急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法) | (8)地すべり危険地(農政) |
| (2)砂防指定地(砂防法) | (9)山地災害危険地区(地すべり危険地区)(林務) |
| (3)地すべり防止区域(地すべり等防止法) | (10)山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)(林務) |
| (4)急傾斜地崩壊危険箇所 | (11)山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)(林務) |
| (5)土石流危険区域 | (12)土砂災害警戒区域 |
| (6)土石流危険渓流 | (13)土砂災害特別警戒区域 |
| (7)地すべり危険箇所(土木) | |

※宅地造成等規制法の一部を改正する法律案、県の(仮称)盛土等による土砂災害の防止に関する条例の制定に合わせて、見直しを行うものとする

7 今後のスケジュール

- ・ 6月28日(火) 部長会議
- ・ 7月6日(水) 市議会政策説明会
- ・ 7月26日(火) 記者会見
市ホームページに掲載 公募を開始